

新しい働き方、 うきはでやってみませんか？

#うきワーク /



補助

交通費・宿泊費
の1/2

※うきは市内での
宿泊限定
※上限額あり

実施期間

令和3年
3月末まで

1泊からでも
利用可

対象者

うきは市外で
居住・労働している
個人・雇用者(法人)



市外に居住し、働く個人や雇用者(法人)の方を対象に、仕事と観光を目的(ワーケーションや企業や団体の研修合宿等)にうきは市を訪れ、旅館等に宿泊し滞在する際の経費(交通費・宿泊費)に対して補助金交付を行います。

撮影地：鏡田屋敷(市指定文化財)

「新しい生活様式(働き方)」を用いた観光客誘致による 地域産業緊急支援事業補助金

うきは市でのワーケーションの実施にかかる
経費(交通費・宿泊費)の一部を支援します!!

補助対象者の条件

補助の対象となるのは、次の①②のいずれかの要件に該当する方。
(ただし、国及び地方公共団体等から、同様の事由による補助金等を受ける方を除く。)

- ① 仕事と観光を目的に市内を訪れ、市内の旅館等に宿泊する市外に居住し、市外で働いている方
- ② 市外に居住し、市外で働いている被雇用者が仕事と観光を目的に市内を訪れ、市内の旅館等に宿泊する場合における雇用者

補助対象

■交通費■ 実費(補助対象経費)×1/2 ※上限額：**45,000**円(1人1回あたり)

自動車等利用時の燃料費、高速道路等使用料、レンタカー代、公共交通運賃(電車、バス、航空、船舶等)

■宿泊費■ 実費(補助対象経費)×1/2 ※上限額：**5,000**円(1人1泊あたり)

うきは市内の旅館やホテル等の施設に宿泊する費用(上限6泊まで)



【問い合わせ】

うきは市役所 都市計画準備課 計画・調整係
福岡県うきは市吉井町新治316番地
TEL : 0943-76-9063 Mail : keikaku@city.ukiha.lg.jp

うきは市HPで
申請方法を
Check!

